

## ◆農林業

## 町産材使用新築住宅等支援事業【H31年度改正】

## 事業の目的・趣旨

町産木材の利用拡大のため、町内に建築される木造住宅（商業施設及び賃貸を目的とした物件は除く）に対し、町産木製品の使用量に応じ補助を行います。

## 支援の対象となる事業

- ① 南会津町産木材を使用し、町内に建築(新築及び増改築)する木造住宅であること。
- ② 施主が自ら居住すること。
- ③ 町産木製品が、新築の場合5㎡以上、増改築の場合2㎡以上使用されること。
- ④ 町内の工務店又は個人大工業者が施工すること。

## 支援の対象者

施主が町内に住民登録されていること。または、木造住宅を新築した後に速やかに住民登録がされること。

## 支援の内容

- ◆申請期間 ・第1次：4月1日～15日 ・第2次：5月16日～31日  
 ・第3次：7月1日～16日 ・第4次：10月1日～15日  
 ・第5次：12月25日～1月15日

- ◆優先順位 次の優先順位で補助決定します。

①新築住宅 ②町産木製品の使用量の多さ ③第1次申請に限り、一つの工務店等について1件限りの補助決定 ④第1次申請で決定されなかった申請

- ◆補助金額 町産木製品の使用量に応じ補助金を交付します。また、建築と同時に薪ストーブを設置する場合、加算額があります。

## ・新築

町産木製品 使用量	5～7㎡ 未満	7～9㎡ 未満	9～11㎡ 未満	11～13㎡ 未満	13～15㎡ 未満	15㎡以上
補助金額	50万円	70万円	90万円	110万円	130万円	150万円

## ・増改築

町産木製品使用量	2～3㎡未満	3～4㎡未満	4～5㎡未満	5㎡以上は新築の表に準じる。
補助金額	20万円	30万円	40万円	

- ・薪ストーブ（二次燃焼機能を有する）導入加算 50万円

## 問い合わせ先(担当部署)

農林課 林業成長産業化推進室 TEL 0241-62-6220

